



住 所 佐世保市

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

所属漁協名 \_\_\_\_\_ 漁業協同組合

## 配合飼料用

### 佐世保市養殖用配合飼料セーフティーネット加入補助金交付申請書兼委任状

※所属漁協を経由しないと申請できません

私は、佐世保市養殖用配合飼料セーフティーネット加入補助金の交付を受けるため、税情報の確認及び暴力団排除誓約事項に同意のうえ、次のとおり申請します。

なお、本申請内容に虚偽があつた場合には、補助金の交付の取消及び返還に異議なく応じます。

1 対象期間 令和8年度の加入分(令和8年4月1日から令和9年3月31日)

2 対象数量(養殖用配合飼料価格差補填金の対象となる配合飼料購入予定数量)

合 計 \_\_\_\_\_ k g

3 積立て単価(1トン当たり)の選択(次のいずれかに○印を付してください)

○ 養殖用配合飼料価格安定対策事業

①27,000円 ②25,000円 ③20,000円 ④15,000円 ⑤10,000円 ⑥5,000円 ⑦1,000円

4 交付申請額

選択積立単価( \_\_\_\_\_ 円)/1,000×対象数量の合計( \_\_\_\_\_ k g) = (a) \_\_\_\_\_ 円

(a)の100円未満を切捨てた額

( \_\_\_\_\_ 円) × 1/6 = \_\_\_\_\_ 円 ※小数点以下切捨て

(申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で交付します。)

5 申請要件の確認

下記の該当される部分に☑をお願いします。1つでも非該当がある方は申請できません。

- 前述1～3で記載している内容は(一社)漁業経営安定化推進協議会へ漁業経営セーフティーネット(配合飼料)加入のために申し込む数値と相違はありません。
- 市内に住所を有し、市内漁業協同組合または市内に支所をおく漁業協同組合の組合員(個人及び法人、正または准)です。
- 漁業を営むことにより、確定申告等税の申告を行っています。
- 令和7年12月31日までに納期限の到来する市税の滞納はありません。  
また、市税の納税状況について、市長が指名する職員が確認することに同意します。
- 積立金確認のために、(一社)漁業経営安定化推進協会へ提出する「養殖用配合飼料購入予定数量等設定申込書」などの写しを提出いたします。

- 今回の申請額と実際に支払った積立金に相違がないことを確認するため、令和9年3月31日までに入金一覧などの証拠書類を所属の漁協を通じて市へ提出いたします。  
(※分納の場合は一旦分納がわかる資料の写しを提出し、後日分納完了まで資料を提出)  
また、その際に申請額よりも過小に積立金を支払っていた場合には補助金の差額を市へ返還いたします。
- 暴力団排除に関する誓約事項に同意します(下記に記載)。

## 6 添付書類の確認

下記の該当される部分に☑をお願いします。いずれにも該当がない方は申請できません。

- 令和6年分または令和7年分の漁業収入が証明できる書類(確定申告書の控え又は税申告を証明する書類等)および佐世保市が発行する令和8年1月26日以降の日付の「滞納のない証明書」またはその写しを提出いたします。

## 7 委任状

佐世保市長 様

委任者 住 所 佐世保市

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者氏名) \_\_\_\_\_ (印)

私が申請する佐世保市養殖用配合飼料セーフティーネット加入補助金の申請・請求・受領については、次の者に委任します。

受任者(漁協)	
所在地	
漁協名	漁業協同組合
代表理事組合長	

### 暴力団排除に関する誓約事項

- ①私は、「佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)」(以下「暴力団排除条例」という。)に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ②私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
- (1)正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
  - (2)暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号口に規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
  - (3)自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
  - (4)法令上の義務としてする場合、事情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
  - (5)暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
  - (6)その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者